

保存版

P T C A 規約



横浜市立美しが丘西小学校 P T C A

目 次

【横浜市立美しが丘西小学校PTCA規約】

第1章	名称および事務局	1
第2章	目的および活動	1
第3章	方針	1
第4章	会員	1
第5章	会計	2
第6章	組織	2
第7章	総会	3
第8章	美西サロン(仮)	3
第9章	会計監査	3、4
第10章	PTCA委員会	4
第11章	校外委員会	4
第12章	推薦委員会	4
第13章	臨時委員会	4
第14章	ハンドブック	4
第15章	個人情報保護の取り扱い	4、5
第16章	細則	5
第17章	改正	5

横浜市立美しが丘西小学校PTCA規約

第1章 名称および事務局

第1条 この会は、横浜市立美しが丘西小学校PTCAといい、事務局を学校内におきます。

第2章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力し、児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とし、家庭と学校と地域が一体となってその達成に向け活動していくこととします。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をします。

1. 常に児童に視点をおき、保護者と教職員が共に学びながら活動します。
2. 児童の生活環境の充実をはかります。
3. 児童の校外生活をより楽しく豊かにするために、地域社会の改善に努力します。
4. その他、この会の目的達成に必要なと認めたことを行います。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動します。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為は行いません。
3. この会、または、この会の委員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしません。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、次のとおりです。

1. 横浜市立美しが丘西小学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者。
2. 横浜市立美しが丘西小学校の教職員。

第6条 この会の会員は、会費を納めます。

1. この会の会費は一世帯について月額250円とし、半期ごとに会費を納めます。
2. 会員で特別な事情のある場合は、会費の一部または全額を免除することができます。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務をもちます。

第8条 この会への入会は、みなさまの自由意志にお任せをしており、入退会も個人の自由です。

第9条 PTCAの入会は、入会申込書にて入会の有無をご提出いただきます。

但し、入会の可否理由に於いては学校長に一任し、PTCAとしては一切掌握いたしません。
なお、学校より否加入理由の確認をし実費でかかる費用の請求をさせていただく場合があります。

第5章 会計

第10条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって賄われます。

第11条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

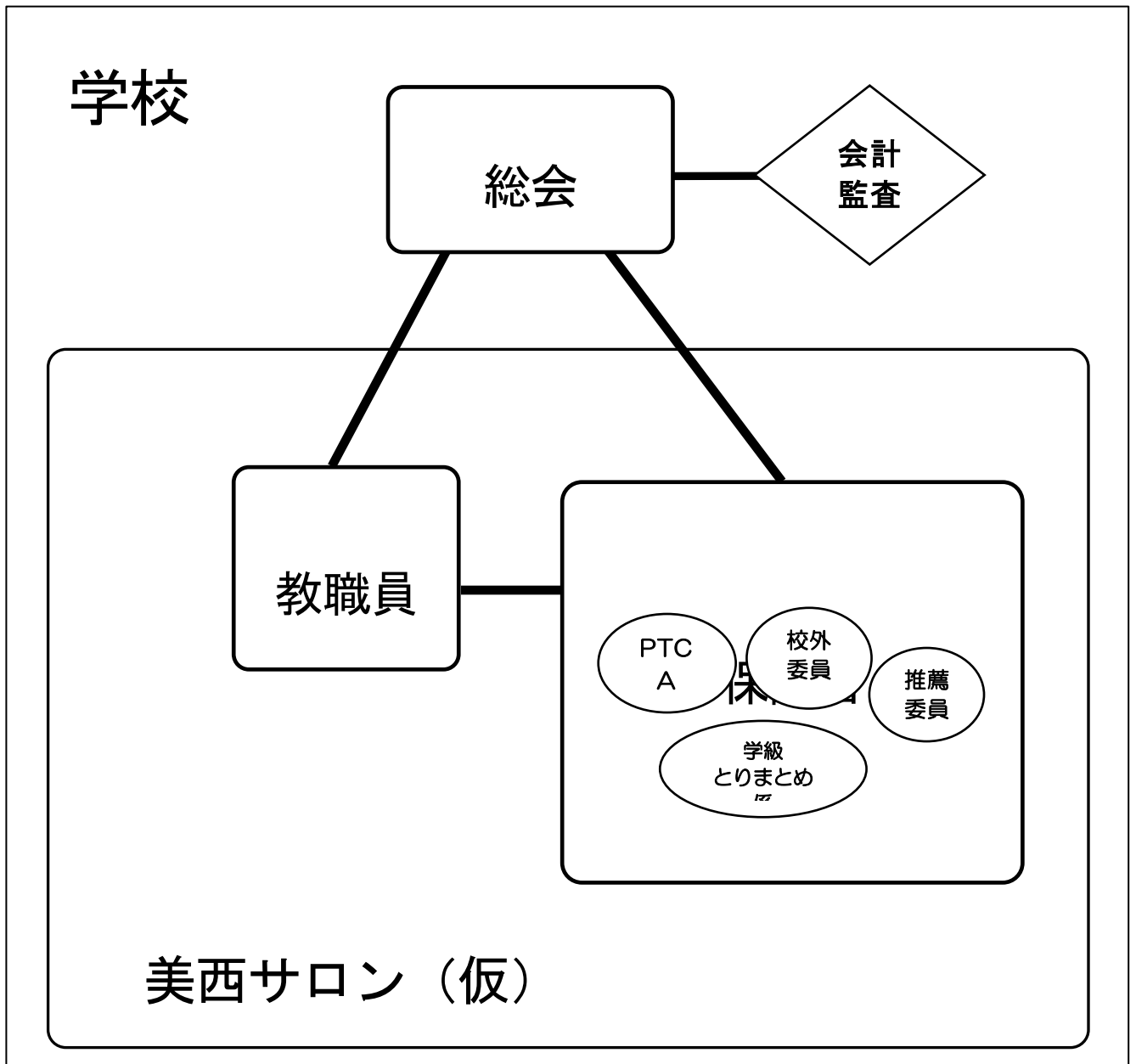
第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

前期は、4月1日から9月30日までとし、後期は、10月1日から3月31日までとします。

第6章 組織

第14条 組織図



第7章 総会

第15条 総会は、全会員をもって構成される、この会の最高議決機関です。

第16条 総会は、定期総会および臨時総会とします。

1. 定期総会は年1回年度始めに開催し、前年度活動報告、決算報告、監査報告の審議および承認、新年度の委員、会計監査の承認、新年度活動計画と予算を審議し決定します。
2. 臨時総会は、美西サロン(仮)が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要請があったとき開催します。
3. 定期総会および臨時総会は、保護者が集まりやすい日時に開催することを原則とします。

第17条 総会は、全会員の3分の1以上の出席があったとき成立します。但し、委任状を含めます。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数で決定します。

第19条 議題の内容は、開催日の1週間前までに全会員に知らせることとします。

第8章 美西サロン(仮)

第20条 美西サロン(仮)は、次によって構成されます。

1. 保護者
2. P T C A委員
3. 校外委員
4. 推薦委員
5. 学級とりまとめ係
6. 教職員

第21条 美西サロン(仮)は、次の役割を果たします。

1. 活動計画および各活動の報告
2. 総会に提出する議案の提案や審議
3. 各活動から提案された問題の審議と決定
4. 規約改正の提案
5. ハンドブックの制定および改廃
6. 臨時総会の開催要請
7. 臨時委員会の設置
8. 緊急を要する事項についての総会に代わる決定権
但し、次の総会において承認を得なければなりません。

第22条 美西サロン(仮)は、年4～5回開催いたします。

第9章 会計監査

第23条 会計監査は、2名以上の会計監査員と1名の担当教職員で構成されます。

第24条 会計監査員の選出は、推薦委員会において候補者を選出し、総会の承認を得て定めます。

第25条 会計監査員の任期は1年とし、再任は認められません。

第26条 会計監査員は、年2回厳正に会計監査を行います。また、必要に応じて随時会計監査を行うことができます。

第10章 PTCA委員会

第27条 PTCA委員会は、保護者・教職員と協力して、児童の学校生活や行事がより充実して楽しくなるように推進をします。

PTCA委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第11章 校外委員会

第28条 校外委員会は、学校、地域と協力し、児童の校外生活が安全であるよう指導するとともに、環境を整える活動をします。

校外委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第12章 推薦委員会

第29条 会計監査員、PTCA委員、校外委員の、候補者を選出する推薦委員会を置きます。

推薦委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第13章 臨時委員会

第30条 総会または美西サロン(仮)が、特別な事項について、必要があると認めたとき、臨時委員会を設けることができます。

臨時委員会についての必要事項は、ハンドブックで定めます。

第14章 ハンドブック

第31条 この会の運営に関する詳細をまとめたものをハンドブックとします。また、この規約に反しない限りにおいて、総会または美西サロン(仮)の議決を経て定めます。

第32条 総会または美西サロン(仮)は、ハンドブックを改廃した場合は、その結果を次期総会に報告します。

第15章 個人情報保護の取り扱い

第33条 PTCA委員会では、学校からの個人情報は一切受け付けません。また、PTCA委員会と保護者間で提出された書類に記された内容等において個人が特定・識別できる情報(以下、個人情報)については「個人情報の保護に関する法律」ならびに「横浜市個人情報の保護に関する条例」に準拠し、保護者への連絡に使用し、他の目的に使用しません。

但し、PTCA委員会では、学校の行事に関する記録写真については、PTCAだより・広報誌・学校ホームページ・その他報告書などに掲載・使用することがあります。

なお、PTCA委員会では、個人情報、原則として第三者には開示いたしません、法令に基づく開示義務を負う場合や、児童・保護者の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合及び緊急の必要があり且つ個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

第16章 細 則

第34条 各委員会は、運営に関し必要な細則は美西サロン(仮)の議決を得て定めることができます。但し、細則を制定または改廃した場合には次の総会に報告をしなければなりません。

第17章 改 正

第35条 原則としてこの規約の改正は、総会において、出席者の過半数の賛成を得なければなりません。但し、臨時の場合は、美西サロン(仮)にて提案審議したのち、改正案を全家庭数に配付し過半数の賛成があれば改正することができます。なお、総会にて審議する場合、改正案は総会開催の少なくとも一週間前までに、全会員に知らせておくこととします。

付則

本規約は、平成25年11月16日よりこれを施行します。

改正履歴

平成25年11月16日 初版

平成26年 1月16日 第2版(案)